



運送事業者が取り組むべきドライバーの健康管理のポイント

安全運転のために 適性診断結果の活用

ドライバーが適性診断を受診することによって、心理・生理の両面から個人の特性を把握でき、安全運転の指導に役立てられます。

また、事業者には特定のドライバーに対して、国土交通大臣の認定した適性診断を受けさせることが義務付けられています。

今回は「適性診断結果の活用法」をテーマに、ドライバーの安全管理を進めるためのポイントについて解説します。

ドライバーの能力を客観的に評価する適性診断

適性診断とは、性格や認知能力など運転に必要な能力について客観的に評価し、運転への適性について測るものであります。法令で事業者がドライバーに受診させているものとしては、「初任診断」、「適齢診断」、「特定診断」があり、義務ではないものの受診を推奨しているものとしては「一般診断」があります。

適性診断の種類

	受診対象者	受診時期
初任診断	新たに採用するドライバー	ドライバーとして乗務を開始する前に、初任者のための適性診断(国土交通大臣が認定したもの)を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に受診させる。
適齢診断	65歳以上のドライバー	65歳に達した日以後1年以内に1回、高齢者のための適性診断(国土交通大臣が認定したもの)を受診。その後3年以内ごとに1回受診させる。
事業者の義務	I 軽傷事故を起こし、かつ当該事故前の3年間に事故を起こしたことがあるドライバー	当該事故を引き起こした後、再度乗務する前に、左欄の区分にそれぞれ該当するドライバーのための適性診断(国土交通大臣が認定したもの)を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1ヵ月以内に受診させる。
	II 死亡または重傷事故を起こし、かつ当該事故前の1年間に事故を起こしたことがないドライバー	特定診断IとIIでは診断内容が異なります。
	事故を起こしたことがあるドライバー	
推薦	普通免許以上を持っているドライバー	3年に1度(推奨)

出典: 東京海上日動リスクコンサルティング(株)作成

認定を受けている適性診断など、詳しくは [適性診断 認定機関](#)

適性診断はあくまでも振り返りのための客観的なデータ

「適性診断をドライバー採用可否判断の基準として使いたいが、どのようにすれば良いか?」という声が聞かれています。しかし、適性診断は基本的に運転可否を一元的に判断する機能を持つものではありません。事業者や運行管理者は、適性診断の結果はあくまで“運転適性を客観的なデータと共に振り返るためのもの”ということを意識しておく必要があります。

花島健吾 (はなじま けんご)
東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 連輸・モビリティ本部 連輸チーム チームリーダー 上級主任研究員 博士(工学)
旅客・貨物運送事業者を中心に安全管理体制向上コンサルティングに従事。各地方バス協会、地方トラック協会等で講演多数。

受診だけではなく適切な指導を

よく誤解されていることですが、事業者に義務付けられている適性診断は“受診させれば終わり”ではありません。国土交通省の指導・監督指針においては、結果を踏まえた指導までが義務となっています。

まずは、法令で定められた対象者に確実に受診させていく

ことが重要で、その診断結果に基づいて適切な指導を行ってこそ安全性の向上につながります。そのため、初任者、高齢者、特定者などに該当しない他のドライバーについても、やはり3年に1度は一般診断を受けてもらうことが望ましいのです。

適性診断結果を活用した指導のポイント

①一方的に伝えず、自己評価を確認する

適性診断の結果は、あくまで特定の状況下で測定された結果の1つに過ぎず、その結果をもって適性を断定してもドライバーの納得が得られないおそれがあります。目的はあくまで、ドライバー自身に振り返ってもらうことです。一方的に結果を伝えるのではなく、自己評価を確認するところから始めましょう。

また、結果をもってドライバーを叱るようなことは厳禁です。

そうした行為は今後受診する適性診断結果の信頼性を損なうおそれがあります。例えば、適性診断で「焦り」の傾向が現れたドライバーに対して叱ってしまった場合、そのドライバーは二度と正直に回答しなくなるかもしれません。適性診断には一定程度、回答の信頼性を測る機能がありますが、それでも率直な回答を妨げるような指導には問題があります。



②改善指示ではなく、行動目標を

例えば、認知力に関する診断項目で低い結果が出ているドライバーに対して、「もっと正確に認知するように」と指導したとしても、認知力そのものの改善を図ることは難しいでしょう。

ドライバーに対しては、認知力が低いという結果を自覚してもらったり、それをカバーするために具体的にどのような運転を中心掛けるべきかという行動目標を共に考えていく方が、安全性の向上につながるでしょう。この場合は「発車前に必ず指差呼称を行う」や「横断歩道の手前で必ず左右を確認する」などが考えられます。

③自身の認知能力と向き合ってもらう

加齢による認知力の低下は、避けがたいものと考えた方が良いでしょう。

ドライバーには、経験の中で培ってきた自分の運転フォームがあり、ベテランのドライバーならなおさらです。しかし、知らず知らずのうちに認知力が低下し、昔と同じ運転方法では安全が確保できないおそれもあるでしょう。

運行管理者は、高齢ドライバーにこのような認知力の低下に向き合ってもらい、よりていねいに安全確認を意識するよう指導する必要があります。

日野自動車は、お客様向けお役立ち講習を実施しています

〈運行管理者実務講習会〉

お客様の安全運行に貢献するため、日野自動車では国交省認定「運行管理者等指導講習」を実施しています。その中の「運行管理者実務講習会」では、経営者様や運行管理者様に、運送事業者として求められる法規対応についてご説明しています。

詳しくは [日野自動車 運行管理者等指導講習](#)